

# 仕様書

## 1. 案件名

ボートレース鳴門ウズホールイベント用映像装置導入

## 2. 履行場所

徳島県鳴門市撫養町大桑島湊岩浜 48-1 (ボートレース鳴門)

## 3. 履行期限

令和 8 年 2 月 6 日

## 4. 目的

ボートレース鳴門ウズホールのステージ背面に映像装置を設置し、イベント等において高精細な映像によるサービスを提供することを目的とする。

## 5. 事業概要

現行の液晶テレビ (85 型) を取り外し、新たに映像装置を設置する。(映像装置設置に必要な下地等は全て含むこと)

映像表示部はステージ横控室の現行送出設備から映像を表示させること。

## 6. 仕様

全体のシステムについては「システム概念図」による。

契約後速やかに、仕様を満たしている事を確認できる資料を提出し係員の承諾を得ること。

### (1) 映像表示部機器

- |     |           |                                   |
|-----|-----------|-----------------------------------|
| 1)  | 発光方式      | : LED 方式                          |
| 2)  | 表示素子構造    | : 3in1 SMD 素子                     |
| 3)  | 画面寸法      | : 縦 4m x 横 7m                     |
| 4)  | 表示面積      | : 28 m <sup>2</sup>               |
| 5)  | 絵素ピッチ     | : 4.0 mm以下                        |
| 6)  | 最大輝度      | : 2,000cd/m <sup>2</sup> (白 100%) |
| 7)  | リフレッシュレート | : 3,840Hz                         |
| 8)  | LED 重量    | : 510kg 以下                        |
| 9)  | 視認角度      | : 左右 140° 上下 140°                 |
| 10) | 最大消費電力    | : 20kw 以下                         |
| 11) | 平均消費電力    | : 7kw 以下                          |
| 12) | メンテナンス    | : フロントメンテナンス                      |
| 13) | 機器下端の位置   | : ステージ床から 2,350mm 上がり             |

(2) 送出設備

- 1) 既存の送出設備で使えるものはできるだけ流用することとし、必要に応じて機材の撤去及び追加を行うこと。(「既存システム系統図」を参照すること)
- 2) LED コントローラーのフレーム遅延は1フレーム以内とすること。

(3) 特記仕様

- 1) LED 素子の輝度ばらつきによる色むらやざらつきが発生しないよう、赤、緑、青個々のLED 素子の輝度ばらつきをユニット毎に平均±2.5%以内に補正し、色むらのない、明るさが均一な画面とすること。
- 2) 長期運用における耐久性を考慮し、ボンディングワイヤーに金を使用した表示ユニットを使用すること。事前に証明書を提出すること。
- 3) 表示装置内の信号ラインは冗長構成とし、自動で切り替え可能とすること。
- 4) 視認範囲内では、色がわりが無いこと。
- 5) 納入後10年間の代替部品の供給または、修理対応が可能なこと。
- 6) 表示する画質の品質に考慮し、表示ユニットの取付精度は絵素ピッチの上下左右10%以内に調整すること。
- 7) 表示ユニットの製造バラッキや信頼性確保のため、現地搬入前半年以内に製造されたものであること。また納入時に上記が証明可能な証明書を提出すること。LED 素子についても出荷証明書の提出かつ出荷時期は契約後とすること
- 8) 映像表示部設置の際は取付け位置について発注者と協議を行い決定すること。

(4) 予備品

- 1) 表示ユニット：常用使用数の1%
- 2) 表示ユニット制御基板：各種1
- 3) 表示部電源ケーブルハーネス：各種1
- 4) 表示部信号ケーブルハーネス：各種1
- 5) スイッチング電源（表示ユニット部除く）：各種1
- 6) スクリーン制御装置基板：各種1

7. 施工条件・その他

- (1) ウズホール内の配置や下地等については「ウズホール図面」を参照すること。
- (2) ウズホール内での作業は令和8年1月13日以降とする。ただし事前調査等で入ることは可とする。
- (3) ウズホール内のボルダリング施設、キッズスペース及び図書スペースは一般用に利用可能となるよう作業計画を立てること。どうしても作業内容により利用が難しい場合は予め協議を行い、承諾を得ること。
- (4) ウズホールを使用するイベントが入った場合は協議により作業を中断することがある。
- (5) 資材等の搬入は東側門扉より行い、ウズホール南のメイン出入口側の門扉は使用不可とする。また、屋内への移動はステージ南の出入口から行うこと。
- (6) ウズホール周辺においてトイレ設置工事やPGI用テント設営作業などが予定されているため、他

業者との作業調整を行う際は協力すること。

- (7) 不要となった既存設備機器について、撤去・処分にかかる費用は全て含むこと。
- (8) 作業足場や立ち入り禁止措置等の仮設材も全て含むこと。
- (9) 既設の 85 型液晶テレビ 4 台は本場 1 階なるちゃんホール控え室にて保管するため、取り外し・運搬を行うこと。
- (10) 映像装置設置部の仕上げ材（有孔ケイカル板 t=12+強化石膏ボード t=15）は鳴門市で事前に撤去する。撤去範囲については協議のうえ決定する。既設仕上げ材と映像装置設置後の隙間は目立たないよう復旧すること。
- (11) 映像装置設置部の仕上げ材下地（L G S）は映像装置の下地施工に際し支障となるところのみ撤去とする。
- (12) 映像装置の下地施工時に柱を加工する場合は受注者の責任において加工方法の選定を行うこと。また、加工時に柱の耐火被覆を除去する場合は、必ず復旧すること。